

原子力発電所の再稼働に対して国の慎重な対応を求める意見書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故では、放射性物質が放出されいまだに収束に至らず住民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。原子力発電所は、ひとたび過酷事故を起こせばそれをコントロールすることができず、計り知れない影響が出ることは間違いなく、その他の事故とは本質的に異なるものである。

万が一、若狭湾周辺に立地する原子力発電所で放射性物質が漏えいするような事故が発生すれば、岐阜県内にも放射性物質が飛来する危険性があることは平成 24 年に岐阜県から発表された放射性物質拡散シミュレーションの結果や民間団体が行った風船飛ばし実験でも確認されており、原子力発電所事故が及ぼす影響は立地自治体だけの問題にとどまらず、隣接する自治体、さらには日本全体にも影響を及ぼす深刻な問題に発展することは明確である。

可児市議会では「原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書（平成 24 年 6 月 21 日付）」を提出し、国において原子力発電所の再稼働にあたり、東京電力福島第一原子力発電所事故の十分な検証を踏まえ、安全基準、安全性及び必要性について丁寧な説明を行うなど、立地自治体はもとより影響を受けると考えられる周辺自治体も含めた地域関係者の理解を十分に得ることなどを求めてきたところではあるが、原子力発電所の再稼働への動きが進展していることを踏まえ、改めて国の慎重な対応を求め、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 23 日

岐阜県可児市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、
内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣官房長官